## 今後の予定について

中小企業庁 経営支援課

- ○本日の第5回会合において、改訂ガイドライン案の大筋の合意が得られれば、検 討会開催は、本会を以て終了し、以降は、メール等による連絡・調整とする。
- ○第5回において合意した方針に基づき、引き続き、事務作業が必要となる、以下の点については、座長一任の下、検討会事務局と中小企業庁において、令和5年3月15日までを目処に、調整を行うこととする。作業過程や取纏前の最終段階におけるガイドライン案については、当然ながら、都度、事務局や中小企業庁より、委員・オブザーバーへの意見照会/協力依頼/報告をさせていただく予定(原則メールにて。必要に応じて個別にオンライン会議にて)。
  - ▶ 関連施策の追記・精査
  - ▶ 取組のポイントの追記・精査
  - ▶ 事例集の作成(残りの情報整理中の案件の取纏)
  - ▶ 改訂ガイドラインの全体デザイン制作
  - ▶ PR資料(ガイドラインの概要についてチラシー枚紙等を想定)
- ○改訂ガイドラインの取纏・公表時期は、以下のとおり予定(調整状況に応じて、 前後する可能性あり)。

## 令和5年

- 3月15日 (水) まで
  - 改訂ガイドライン・事例集の取纏(検討会運営事務局・設置期限満了)
- 3月下旬~4月上旬頃(前後する可能性あり) 改訂ガイドライン・事例集公表(中企庁HPにおけるプレスリリースやミラ サポサイト等への掲載を予定)
- ○令和5年度は、改訂ガイドラインを中小企業に普及させ、人材戦略・人材活用の 実践を促していくための取組を進めていく。そのために、まずは本検討会のオブ ザーバーの関係省庁、関係支援機関と継続的な意見交換を実施予定。内容・方法 の詳細については、別途、中小企業庁より連絡・調整させていただく。